

地方鉱山保安協議会に係る関連法令（抜粋）

○鉱山保安法

（鉱山保安協議会）

第五十一条 経済産業省に中央鉱山保安協議会(以下「中央協議会」という。)
を、産業保安監督部に地方鉱山保安協議会(以下「地方協議会」という。)を置
く。

第五十二条 （省略）

第五十三条 （省略）

2 地方協議会は、保安に関する重要事項について、産業保安監督部長の諮問に
応じ調査審議し、必要があると認めるときは、産業保安監督部長に意見を述べ
ることができる。

第五十四条 （省略）

2 地方協議会の委員は、学識経験のある者、鉱業権者を代表する者及び鉱山労
働者を代表する者のうちから、産業保安監督部長が任命する。

第五十五条 中央協議会及び地方協議会の委員の任期は、二年とする。ただし、
再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

第五十六条 中央協議会及び地方協議会に、それぞれ会長を置き、学識経験の
ある者である委員のうちから、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理
する。

（政令への委任）

第五十七条 この法律に定めるもののほか、中央協議会及び地方協議会に関し
必要な事項は、政令で定める。

○鉱山保安協議会令

(組織)

第一条 (省略)

2 地方鉱山保安協議会(以下「地方協議会」という。)は、委員二十人以内で組織する。

3 中央協議会及び地方協議会(以下「協議会」という。)に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(専門委員の任命等)

第二条 (省略)

(部会)

第三条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

(議事)

第四条 中央協議会は、学識経験のある者である委員、鉱業権者を代表する者である委員及び鉱山労働者を代表する者である委員のそれぞれの過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 地方協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

5 第三項の規定は、部会の議事に準用する。

中部近畿地方鉱山保安協議会運営規程

制定 平成17年4月1日

(会議の招集)

第1条 中部近畿地方鉱山保安協議会長（以下「会長」という。）は、次の各号の場合に会議を招集する。

- 一、鉱山保安法（昭和24年法律第70号。以下「法」という。）第53条第2項の規定により、中部近畿産業保安監督部長（以下「監督部長」という。）から諮問されたとき
- 二、委員の定数の3分の1以上にあたる委員が連名で会議の招集を求めたとき
- 三、その他会長が必要と認めたとき

2 会議の招集は、文書その他適当な方法で招集日の7日前までに行わなければならない。

ただし、緊急の必要があるときはこの限りでない。

(会議の成立)

第2条 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

(議事運営)

第3条 会議は会長が主宰する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が前項の職務を代理する。

第4条 委員の発言は会長の指示に従わなければならない。

2 会長は必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

第5条 会議は、原則として、会議の公開、議事録及び配布資料の公開などを行うことにより、透明化の措置を講ずる。ただし、会長が必要があると認めるときは、会議、議事録又は配布資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

2 傍聴人は、会場において会長の指示に従わなければならない。

3 会長は、前項の指示に従わない者を退場させることができる。

(議決の方法)

第6条 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

2 欠席委員は書面により他の委員にその議決権を委任することができる。

(地区部会)

第7条 中部近畿地方鉱山保安協議会（以下「協議会」という。）に次の地区部会を置く。

- 一、 中部地区部会

二、近畿地区部会

第8条 地区部会は、次の事項について審議する。

- 一、中部地区部会においては、中部地区の鉱山保安に関すること。
- 二、近畿地区部会においては、近畿地区の鉱山保安に関すること。

第9条 地区部会に属すべき委員は、学識経験のある者である委員、鉱業権者を代表する者である委員及び鉱山労働者を代表する者である委員のうちから会長が指名する。

- 2 地区部会に地区部会長を置き、学識経験のある者である委員のうちから、当該部会に属する委員が互選する。

第10条 地区部会の運営については、会長の同意を得て地区部会長が定めるところによる。

第11条 会長は、必要があると認めるときは事案を地区部会に付託することができる。

第12条 地区部会の議決は、会長の同意を得て、協議会の議決とすることができる。

(専門部会)

第13条 協議会及び各地区部会に、それぞれ専門の事項について調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に専門部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選出する。
- 3 専門部会に属すべき委員及び専門委員は、協議会に置かれる専門部会にあつては会長が、各地区部会に置かれる専門部会にあつては地区部会長が指名する。

(庶務)

第14条 協議会及び中部地区部会の庶務は、中部近畿産業保安監督部において、近畿地区部会の庶務は、中部近畿産業保安監督部近畿支部において処理する。

(雑則)

第15条 この規程において定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。